

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務標準法の一部改正により、公立小学校における学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられ、今年度から全学年で実施された。しかし、OECD各国の学級規模の平均人数は小学校20.2人、中学校22.6人となっており、日本は世界的に見るともっとも学級規模の大きい国の一つと言える。通常学級の8.8%の児童生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示しており、この数値は10年前よりも高くなっている調査報告となっている。併せて、学級規模が小さいほど、教育効果が高くなるという研究結果もある。さらに現在の学校現場では、それぞれの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導体制の充実が強く求められている。令和8年度より実施される公立中学校の35人学級を確実にすすめ、さらには小学校での30人学級の実現に向けた抜本的な定数改善が必要である。

全国の不登校児童生徒数は11年連続増加し、令和5年度は過去最多の約35万人と報告されている。この問題の解決には、不登校児童生徒を含むすべての子どもたちがいつでも安心して過ごせる居場所や人員体制を整えることが必要である。昨年度、神奈川県は国に先駆けて、全中学校区に「校内教育支援センター」の支援員を配置した。現場からは不登校傾向にある児童生徒が安心して学校生活を送ることができていると肯定的な声が多数聞かれる。しかし、支援員や専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの不足や常勤化されていない現状に加え、さらに今年度は昨年度に比べ支援員の任用時間が減少し半分ほどになった。その結果、より一層児童生徒のニーズに応えられていない状況となっている。これらは、子どもたちの育つ権利や学習権の視点から見ても重大な社会問題であり、県だけではなく、国全体で解決すべき課題と考える。持続的・安定的な支援を行うためには、国の教育予算増額に加え、支援員やスクールカウンセラー等の配置拡充と常勤化が極めて重要である。

必要な財源を国が保障することによって、教育の自治体間格差が生まれず、全国どこに住んでいても、機会が均等にあり、子どもたちが一定水準の教育を受けられることにつながる。そのため、義務教育費の国庫負担割合も増やす必要がある。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望する。

1. 令和8年度より段階的に開始される中学校の35人学級に必要な教職員の確実な配置をすすめるとともに、小学校での30人学級実現に向けた、教職員定数改善を図ること。
2. 不登校児童生徒を含むすべての子どもたちがいつでも安心して過ごせる人員体制の整った居場所をつくるために、支援員やスクールカウンセラー等の多様な専門性を有するスタッフの増員と常勤化をすすめること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務

教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

平塚市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛て